

プロジェクト	実務対応 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	第 371 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 371 回企業会計基準委員会（2017 年 10 月 26 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

用語の定義

2. 「取得原価」の定義において、一定の評価方法を適用して売却原価を計算することとしているが、その例示として挙げられている先入先出法については、同質性を有する仮想通貨の評価方法として用いる例示としては不適切ではないか。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-2）の第 4 項(8)から例示の記載を削除している。

3. 「取得原価」「帳簿価額」「売却原価」など、複数の類似する用語が使用されているため、実務上の混乱が生じないように整合性を確認する必要がある。

上記の意見を踏まえて、文案（審議事項(2)-2）の第 15 項を「帳簿価額」に見直している。

4. 一般事業会社における本実務対応報告の適用を考慮した際に、仮想通貨と他の資産との関係が明確でないため、資産属性の判断が難しく、勘定科目の選択においてもどのような資産科目で表示すれば良いか判断が難しいと想定される。

仮想通貨は、その他の資産と性質が完全に一致するものではなく、いずれかの資産に属する類のものではないことから、文案（審議事項(2)-2）の結論の背景においてその他の資産に係る既存の会計基準との関係について記載し、仮想通貨独自のものとして新たに会計処理を定めていることとしている。

仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

（仮想通貨の取引に係る活発な市場の判断の変更時の取扱い）

5. 活発な市場が存在する仮想通貨が活発な市場が存在しない仮想通貨となった時点

の時価をもって取得原価とするとあるが、活発な市場が存在しなくなる境界線は明確に判別できないことも想定されるため、例えば直近の期末時点の時価をもって取得原価とするなどとしてはどうか。

直近の期末時点の時価をもって取得原価とした場合、仮想通貨の取引に係る活発な市場の判断の変更時点と直近の期末時点との間の時の経過により直近の期末時点の時価が実態を反映しない可能性が高くなることから、現在の記載を変更しないこととした。

開示

6. 仮想通貨交換業者が保有する主要な仮想通貨の数量や単価、その取引情報などは、仮想通貨交換業者の事業における主要な要素であり、仮想通貨交換業者の状況を把握する上で、最低限開示を求めてもよいのではないかと。
7. 取引が徐々に減少していく仮想通貨のように、活発な市場の有無の判断の線引きが難しくなるような場合には、活発な市場の判断の結果によってその後の会計処理の取扱いが大きく相違するため、判断に恣意性が働くことも想定される。そのため、使用する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の情報、通貨の種類ごとの時価、単価などの情報の継続的な開示は、監査を行う上でも有用である。
8. 財務諸表作成者に開示を求めるのであれば、他の会計基準で要求している開示事項のレベルと大きく相違が出ないように配慮すべきである。

開示に関しては、審議事項(2)-3において検討している。

その他

9. 本実務対応報告は、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いを定めており、今後より本格的な基準を検討していくことがあり得るという意味において、検討を行った範囲、及び結論の背景は明確にすべきであり、公開草案においてこれらを明らかにした上で意見を求めるべきである。

特に、活発な市場における市場価格の結論に至った背景、大量保有の問題がある中で活発な市場のある仮想通貨の評価を取得原価ではなく時価評価とした理由、預託者から預かった仮想通貨をオフバランスではなくオンバランスする理由は明記する必要があり、また、資産の認識及び認識の中止に係る判断基準、仮想通貨同士の交換の取引に係る会計処理については、今回の検討の範囲に含めているのかどうかを記載してはどうか。

活発な市場が存在する仮想通貨の期末評価を時価評価とした根拠、活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格の根拠、仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を資産計上するとした根拠は、文案（審議事項(2)-2）の結論の背景に記載している。

また、本実務対応報告は、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めており、資産の認識及び認識の中止に係る判断規準、仮想通貨同士の交換の取引に係る会計処理については、特段の定めを置いていない。この点、本実務対応報告において定めのない事項については、本実務対応報告の結論の背景に記載のとおり、今後の仮想通貨のビジネスの発展や会計に関連する実務の状況により、市場関係者の要望に基づき、別途の対応を図ることの可否を判断することになると考えられる。

そのため、今後の仮想通貨のビジネスの発展や会計に関連する実務の状況を踏まえ、現時点において将来検討すべき範囲を明確にすることは困難であることから、個別具体的に検討していない項目を将来の検討課題として列挙して記載しないこととしている。

以 上